

年金受給資格10年に短縮

～改正法案 2016/09/26 衆院に提出～

保険料支払い期間の短縮は、12年に成立した社会保障・税一体改革関連法で、消費税率10%への引き上げ分を財源として実施することが定められていたが、増税の延期により実施されずにきた。

年金機能強化法改正案が16年9月26日、衆院に提出され、国会で法案が成立すれば、対象者に支給申請書を送付し、対象者は請求書を返信、加入期間・支給額の確定手続きを経て、施行日は17年8月1日となり、17年9月分から支給され、最初の受給月は10月となる。厚労省によると、これにより初めて基礎年金を受給できる人は約40万人、厚生年金を含めると約64万人の見込み。

☞ 参考資料は次のニュースウェブで

[http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160926/k10010706771000.ht](http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160926/k10010706771000.html)

ml [http://www3.nhk.or.jp/news/html/2016/09/27](http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160927/k10010706771000.html) 【小山労務管理事務所】